

意見交換資料

平成25年2月14日

全国就労移行支援事業所連絡協議会

連絡協議会の設立趣旨

- 障害者の就労、ならびに就労支援の重要性を多くの国民に理解してもらう
- 障害者の一般就労を促す制度案を立案する
- 障害者総合支援法改正時に法案の中に一般就労の促進に向けた施策を盛り込む

連絡協議会の今後の活動

- 3月18日に課題共有カンファレンスを参議院議員会館で実施(主として会員向け)
- 平成25年度から年3回、全国各地でフォーラム開催
 - 平成25年度は福岡、大阪、東京
- 活動を通じて会員事業所拡大
 - 現在14法人、17事業所が加盟
 - 平成25年度目標:30事業所
- 厚生労働省との継続的意見交換
 - 就労移行支援事業所の現場の声を政策へ
 - 政策に関わる会議への参加を

本日の意見交換の内容

- トライアル雇用と施設外支援の在り方について
- 自治体間の支給決定等に関わる解釈のばらつきについて(障害福祉課)
- 今後3年間で行う研究やデータの収集等について

トライアル雇用と施設外支援(1)

- トライアル雇用は、第55回労働政策審議会障害者雇用分科会において示されている通り、常用雇用率86.9%と高い成果を上げている。
- 就労移行支援事業所にとっても、施設外支援として位置づけ(報酬算定対象)られており、就労継続に向けた見極めをする重要な施策
 - 例: 就労後の定着率比(利用した場合: 利用しなかった場合)
 - 89.5%: 76.1%(ぽこ・あ・ぽこ、就労～現在まで)

トライアル雇用と施設外支援(2)

- 平成24年7月からトライアル雇用に制限
 - 障害者を雇用していない企業に限定
 - ハローワーク間で解釈が違う
 - 企業からの相談多数
 - 奨励金はなくとも制度を利用したい
 - 就労移行支援事業所としても施設外支援の機会が減り、就労に向けた育成の流れが変わる
 - LINKのケース：
 - 平成23年度は就労者16名中9名がトライアル雇用利用(56%、2名は利用不可とされた)
 - 平成24年度は就労者12名中3名がトライアル雇用利用(25%、6名が利用不可とされた)

トライアル雇用と施設外支援(3)

- 法定雇用率2%に向けてトライアル雇用は必要な施策
 - 精神障害者だけでなく、知的障害者にとっても継続的に必要な施策
 - 障害者雇用のノウハウを有するかどうかの判断は難しい
 - 就労する障害者の特性は個別に違い、ノウハウもそれぞれ異なる
 - 企業がトライアルを使うか判断する方が望ましい

自治体間の解釈のばらつき

- 施設外就労に関して、自治体ごとに基準がばらついているケースが見られている
 - 一日一度は事業所に来ないと認められない？
- 手帳を所持しない発達障害者について、就労移行支援事業を利用する支給決定が下りないケースが相次いでいる

今後3年間で必要な研究やデータ

- 効果的な職場定着支援方法
- 就労移行支援事業と第一号職場適応援助者との連携
- 精神障害や発達障害に対する就労支援ノウハウ